

(エ) 医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)

# ケアホーム利用状況調査票

記入年月日 2010年(平成22年) 10月 日

ケアホームの基礎的な情報についてお聞きします。

問1 ケアホームの運営主体は何ですか。あてはまるものにつけてください。

- 1. 社会福祉法人      2. 財団法人      3. 特定非営利活動法人(NPO法人)
- 4. 株式会社          5. 有限会社      6. 医療法人
- 7. その他(具体的に )

問2 事業の指定年月とケアホームの所在市町村名をお答えください。

- 1. 指定年月          平成      年      月
- 2. 所在市町村名      \_\_\_\_\_市・町・村

問3 ケアホームの職員体制(実人員)についてお答えください。

職 名		常 勤	非常勤	計
管理者				
サービス提供(管理)責任者				
従業者	世話人			
	生活支援員			
	その他			
計				

問4 サービスを利用する契約者数とそのうち医療的ケアを提供されている人数を記入してください。

- 1. 利用者 \_\_\_\_\_名 (うち医療的ケアを提供されている人数 \_\_\_\_\_名)

問5 医療的ケアが必要な障がい者の方を初めて受け入れられてから、どれくらい経過していますか。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_か月経過

問6 医療的ケアが必要な障がい者の方は、現在、生活保護を受給されていますか。

1. 受給している



問7に進んでください。

2. 受給していない



問8に進んでください。

問7 受給されている生活保護の扶助の種類は何ですか。あてはまるものすべてに をつけてください。

1. 生活扶助

2. 住宅扶助

3. 医療扶助

4. 介助扶助

問8 提供可能な医療的ケアの内容は何ですか。あてはまるものすべてに をつけてください。

1. 吸引 (ア. 口・鼻腔内 イ. 気管内)

2. 吸入

3. 経管栄養 (ア. 経鼻栄養 イ. 胃ろう ウ. 腸ろう)

4. 中心静脈栄養(IVH) (ア. カテーテル イ. ポート)

5. 導尿 (ア. 自己導尿 イ. 留置カテーテル)

6. 在宅酸素(HOT)

7. パルスオキシメーター (SpO2 モニター)

8. 気管切開部の管理

9. 人工呼吸器 (NPPVを含む) の管理

10. 服薬管理

11. その他 ( )

問9 医療的ケアが必要な障がい者の方の年齢層別利用者数をお答えください。

年齢区分	利用者数
18歳～39歳	
40歳～64歳	
計	

問10 医療的ケアが必要な障がい者についてお聞きします。

医療的ケアが必要な障がい者の方の主病名 (病院で診断された障がいの原因となった病名) と利用人数をお答えください。

病名 ( ) ( 名)

病名 ( ) ( 名)

病名 ( 不明・わからない ) ( 名)

問 11 医療的ケアが必要な障がい者の方がお持ちの障がい者手帳と等級をお答えください。

手帳種別	身体障がい者手帳				療育手帳					精神保健福祉手帳				
	1 級	2 級	な し	不 明	A	B 1	B 2	な し	不 明	1 級	2 級	3 級	な し	不 明
障がい 者 数														

問 12 医療的ケアが必要な障がい者の方について、障がい者自立支援法による障がい程度区分が市町村により既に実施されている場合は、該当する区分毎に人数を記入してください。

障がい程度区分	2	3	4	5	6	合計
障がい者数						

問 13 医療的ケアが必要な障がい者の方に提供しているサービスの内容と利用者数を記入してください。

医療的ケアの内容		障がい者数
吸 引	口・鼻腔内	
	気管内	
吸 入		
経管栄養	経鼻栄養	
	胃ろう	
	腸ろう	
中心静脈栄養 ( I V H )	カテーテル	
	ポート	
導 尿	自己導尿	
	留置カテーテル	
在宅酸素 ( H O T )		
パルスオキシメーター ( SpO2 )		
気管切開部の管理 ( ガーゼ交換、消毒等 )		
人工呼吸器 ( N P P V を含む ) の管理		
服薬管理		
そ の 他 ( 具体的に )		

問 14 医療的ケアが必要な障がい者の方の利用について、課題となっている内容は何か。あてはまるものすべてに をつけてください。

- 1 . 支援員等が身体介助の提供時に医療的ケアが必要なときがあり、対応せざるを得ないが、報酬を請求できない。
- 2 . 支援員等が医療的ケアを実施せざるを得ない状況があるが、事故等が発生しないか心配。
- 3 . 看護師資格を持つ支援員等を雇用したいが、求職者がいない。
- 4 . 医療的ケアに従事できる職員は看護師に限定されており、看護師の配置数から受け入れできる障がい者数を制限せざるを得ない。
- 5 . 現に配置している看護師に多大の負担がかかっているが、新たに看護師を確保することが困難。
- 6 . 利用者が急変した場合に、受け入れてくれる地域医療機関が少なく、何かあった場合のことが不安。
- 7 . 保護者の方が求める水準どおりにサービス提供が困難。また苦情対応に困っている。
- 8 . 提供できる医療的ケアの内容が限定されているため、利用申し込みに対応できない場合がある。
- 9 . 受け入れ範囲を拡大するためには、設備改修が必要となるが、資金がない。
- 10 . ケアホームの人員配置基準では、適切な支援を提供できない。
- 11 . ケアホームの国報酬基準では、適切な支援を提供できない。
- 12 . その他（具体的に )

問 15 医療的ケアが必要な障がい者の方々が地域で安心して生活を送れるようにするために、こういった点を改善する必要があるとお考えですか。あてはまるもの全てに をつけてください。

- 1 . 医療的ケアに従事する看護師を安定的に確保できるよう報酬基準等を改善すべき。
- 2 . 介護職員にも医療的ケアが実施できるよう範囲を拡大（規制緩和）し、充実した研修システムの構築をすべき。
- 3 . 一定の圏域内に緊急時に対応可能な地域医療機関を確保すべき。
- 4 . 圏域内に医療・訪問看護・通園事業・居宅介護、短期入所、移動支援、相談支援等の機能を備えた施設の整備をすべき。
- 5 . その他（具体的に )

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

お願い

今回ご協力いただきました調査にあわせて、いくつかのケアホーム様にヒアリングを実施したいと考えております。(11月頃目処)可能でありましたら、下記項目についてお教えいただければ幸いです。

ケアホーム名 \_\_\_\_\_  
ご住所 \_\_\_\_\_  
ご連絡先 \_\_\_\_\_  
ご担当者名 \_\_\_\_\_

## ケアホーム利用状況調査のお願い

2010年（平成22年）10月

大阪府福祉部

皆様には、日頃から、大阪府政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

大阪府では、地域で生活を送っておられる重症心身障がい児(者)の方々が、安心して生活していくために必要とされる支援策のあり方を検討し、国に対して施策提言を行うことといたしました。

検討を進めるに当たり、重症心身障がい者の方々のケアホームにおけるサービスの利用状況を把握するとともに、利用に際しての課題などをお伺いし、施策提言の基礎資料とするために、ケアホーム利用状況調査を実施することとなりました。

調査にあたっては、平成22年9月15日現在、重度心身障がい者の方々にサービスを提供されている共同生活介護事業所に、この調査票をお送りさせていただきました。

ご回答いただいた内容については、検討資料以外に使うことはございません。また、事業所がどのようなことにお答えいただいたかを他の人に知られることもございません。

重症心身障がい児(者)の方々が、地域で安心して暮らせる社会をつくるため、ぜひケアホーム利用状況調査にご協力をお願いします。

(裏面もご覧ください)

## ご記入にあたってのお願い

- 1 重症心身障がい者の方々の、ケアホームにおけるサービスの利用状況やサービス提供時における課題についてお答えください。
- 2 この調査は、**65歳未満の方に対するサービス提供を対象**とします。
- 3 **回答基準日**は、**平成22年10月1日現在**でお願いします。
- 4 回答は、問の番号順に、質問ごとに用意してある選択肢の中から、あてはまる番号等を で囲むか、空欄に記入してください。
- 5 回答欄で「その他」を選んだ場合は、( )内に具体的に内容をご記入ください。
- 6 回答によっては、次の質問を飛ばしていくところがあります。その場合には、矢印等に従って進んでください。
- 7 お答えいただいた調査票は、同封の「封筒」に入れて、**平成22年10月20日までに郵便ポスト**に入れてください。「返信用封筒」には、事業所名や住所を書かないでください。
- 8 この調査票のことでわからないことがございましたら、次のところにご連絡ください。

### 《お問い合わせ先》

大阪府 福祉部 障がい福祉室

地域生活支援課 地域サービス支援グループ 担当：岸・橋

TEL：06-6944-2367

FAX：06-6944-2237

メールアドレス：chiikiseikatsu@sbox.pref.osaka.lg.jp

## 医療的ケアの内容について

今回の調査でいう「医療的ケア」とは、以下のものをいう。

たん吸引（口・鼻腔内・気管内）  
吸 入  
経管栄養（胃ろう・腸ろう・鼻腔）  
中心静脈栄養 [ I V H ] (ポート・カテーテル)  
導 尿（自己導尿・留置カテーテル）  
呼吸管理（パルスオキシメータ [ S P O 2 モニター ]・在宅酸素 [ H O T ]・  
人工呼吸器（N P P Vを含む）の管理）  
服薬管理

### 【参考】

体温測定 血圧測定 軽微な切り傷等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること等は、医行為でないとされています。ただし、「パルスオキシメータの装着」、「一定条件下の服薬管理」も医行為でないとされていますが、特別支援学校等の状況を踏まえ、今回の調査では医療的ケアに該当するものと整理します。

また、『医業』の禁止については、「当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼす恐れのある行為（医行為）を、反復継続する意思を持って行うこと」を禁止しているものであって、家族が当該行為を実施することを否定しているものではありません。

なお、これまで、当面のやむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたん吸引・経管栄養のうちの一定行為を実施することは認められていますが、今回の調査の医療的ケアに該当するものとして整理します。

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条および保健婦師助産師看護師法第 31 条の解釈通知「平成 17 年 7 月 26 日 医政発第 0726005 号」より